

独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程  
(平成15年10月1日規則第7号)

改正	平成15年11月20日	規則第13号	平成21年11月30日	規則第5号
	平成16年1月15日	規則第1号	平成22年3月31日	規則第3号
	平成16年4月22日	規則第12号	平成22年11月30日	規則第8号
	平成17年11月22日	規則第6号		
	平成18年3月31日	規則第3号		
	平成19年3月22日	規則第1号		
	平成19年11月30日	規則第2号		

(総則)

第1条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の職員(独立行政法人海上災害防止センター就業規則(平成15年規則第4号。以下「規則」という。)第2条に定める職員。以下「職員」という。)に対する給与については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 管理職手当
- (4) 地域手当
- (5) 乗船手当
- (6) 住居手当
- (7) 通勤手当
- (8) 単身赴任手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 防除活動手当
- (11) 防災実技訓練指導手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づきその職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支払うものとする。

(俸給の決定)

第4条 職員の受ける俸給は、規則第6条に規定する勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、職員のそれぞれについて、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その者の職務経歴を考慮して、その職務の区分ごとに、俸給表(別表第1)において定められた等級及び号俸により決定した額(以下「俸給月額」という。)とする。

- 2 職員（規則第 30 条第 1 項の規定により継続雇用する者で職員として採用する者（以下「再採用者」という。）を除く。以下第 5 条から第 8 条において同じ。）の等級は、その者の職務の区分に応じて次表に定めるところにより決定する。

職務の区分	部長、室長及び防災訓練所長	課長、調査役、防災訓練所次長及び主任教官	課長代理、教官及び支所長	係長及び教官	係員及び教官助手	係員及び教官助手
等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級

- 3 再採用者の等級については、別に定める。

（初任給）

第 5 条 職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、免許及び職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第 6 条 職員が別に定める昇格基準を満たし、かつ、勤務成績が良好な場合は、その者の資格に応じて、1 級上位の等級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第 7 条 職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から 12 月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合は、55 歳を超える職員である場合を除き、1 号俸上位の号俸に昇級させることができる。

- 2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より 2 号俸以上上位の号俸まで昇級させ、又はそのいずれもあわせて行うことができる。

- 3 職員の俸給月額がその属する等級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、別に定める場合を除き、その者が同一等級にある間は昇級しない。

- 4 第 1 項及び第 3 項に規定する昇給の時期は、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日又は 10 月 1 日とする。

- 5 第 2 項に規定する昇給の時期は、別に定める時期とする。

（昇給期間の短縮）

第 8 条 職員の俸給月額が第 5 条、第 6 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により決定された場合における最初の前条第 1 項の規定による昇給期間については、別に定めるところにより、当該昇給期間を短縮することができる。

（俸給等の支給）

第 9 条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、乗船手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月 17 日に、時間外勤務手当、防除活動手当、防災実技訓練指導手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給するものとする。ただし、これらの日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近

い休日でない日に支給するものとする。

- 2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疫病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与の支給の請求があったときには、前項の規定にかかわらず請求のあった日までの給与(前項に規定する給与に限る。)の金額の範囲内でこれを支給することができる。

第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が規則第26条第1項の規定により休職を命ぜられ、若しくは規則第43条の規定により停職にされた場合、又は休職若しくは停職の終了により職務に復帰した場合におけるその月の俸給は、その休職若しくは停職の発令の日の前日まで又はその休職若しくは停職の終了の日の翌日以後につき支給する。

- 3 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

- 4 前3項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から末日までに支給するとき以外の場合の俸給の額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 5 職員が死亡した場合には、その月まで俸給を支給する。

- 6 前各項の規定は、第14条及び第15条の給与の支給について準用する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族

たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

(扶養手当の支給)

第13条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、次の各号に掲げる職にある職員に対して、毎月それぞれ当該各号に定める額を支給する。ただし、職員が規則第15条の有給休暇、出張(内国旅行に限る。)又は業務上の負傷若しくは疾病に基づく休職若しくは欠勤以外の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、その月の管理職手当は支給しない。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 部長、室長及び防災訓練所長    | 91,500 円 |
| (2) 課長、防災訓練所次長及び主任教官 | 63,000 円 |
| (3) 調査役              | 50,000 円 |
| (4) 課長代理及び支所長        | 30,000 円 |

2 前項の規定による額が、独立行政法人海上災害防止センター役員給与規程(平成15年

規則第5号)第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額から職員が受ける俸給と扶養手当の月額合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない別に定める額とする。

- 3 第20条の規定は、本条第1項第1号から第3号までに掲げる職にある職員には適用しない。

(地域手当)

第15条 地域手当は、別表第2に掲げる支給地域に勤務する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の額は、その職員の俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別表第2に掲げる支給地域に応じ同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 地域手当の支給を受けている職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合(その職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(第1項の別表第2に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項の別表第2に掲げる支給地域に該当しないこととなる時は、その職員には前2項の規定にかかわらず、その異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、前項の規定により支給されることとなる地域手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、当該職員がその異動の日から2年を経過するまでの間に、さらに異動した場合の地域手当の支給については、別に定める。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等の前の支給割合。次号において同じ。)
  - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国家公務員等(独立行政法人海上災害防止センター職員退職手当支給規程(平成15年規則第8号)第9条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。)であった者が、引き続き職員となった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該職員に対して、前項の規定に準じて地域手当を支給する。
    - (1) 職員となった日(以下この項において「適用日」という。)の前日に常時勤務に服する者として国家公務員等に適用される地域手当の支給対象地域において勤務していた者であること。
    - (2) 人事交流等により職員となった者であること。
    - (3) 適用日の前日に職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった地域に適用日に異動したものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者であること。
  - 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(乗船手当)

第16条 乗船手当は、船舶乗組員である職員に対して支給する。

2 乗船手当の額は、その職員の俸給月額に100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(第3項の各号に該当する住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額  
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員に対しては、住居手当は支給しない。

(1) 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人、又は地方公共団体から宿舍を貸与されてこれに居住している職員

(2) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定する法人から宿舍を貸与されてこれに居住している職員

(3) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

4 前各号に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当

額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	6,500円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	8,900円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	11,300円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	13,700円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	16,100円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	18,500円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	20,900円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	21,800円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	22,700円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	23,600円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	24,500円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- 2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定

める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用する者として当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
  - 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
  - 5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
  - 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
  - 7 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第19条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合はこの限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、23,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とす

る。

3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもの及び、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（時間外勤務手当）

第20条 時間外勤務手当は、職員が規則第9条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額をその職員に支給する。

(1) 休日以外の日に勤務した場合 100分の125

(2) 休日に勤務した場合 100分の135

2 規則第9条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務の全時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額をその職員に支給する。

3 規則第8条の2第1項の規定により超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額）

第21条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第22条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第20条に規定する勤務1時間当たりの時間外勤務手当の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

（防除活動手当）

第23条 防除活動手当は、次の各号に掲げる防除活動に従事した職員に対して支給する。

(1) 火災の消火、延焼の防止及び有害液体物質の防除における火災発生予防のための措置

(2) 前号以外の措置

2 前項の手当の額は、防除活動に従事した日1日につき各号の区分に応じ次の額を支給する。なお、1日につき各号両方の防除活動に従事した場合は、第1号の区分の額を支給するものとする。

(1) 900円

(2) 600円

(防災実技訓練指導手当)

第24条 防災実技訓練指導手当は、次の各号に掲げる実技訓練の指導に従事した防災訓練所の職員に対して支給する。

(1) 油火災の消火、鎮圧及び延焼防止訓練

(2) 液化ガス火災の消火、鎮圧及び延焼防止訓練

(3) 化学薬品火災の消火、鎮圧及び延焼防止訓練

(4) 油、液化ガス又は化学薬品による火災の発生防止又は危険の防止措置のための訓練

2 前項の手当の額は、実技訓練の指導に従事した日1日につき600円とする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第14条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で同条第3項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日(規則第8条第1項に規定する休日)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(次表に定める職務の区分にある職員にあつては、その額に俸給月額にそれぞれ同表の定める管理職加算率を乗じて得た額並びに俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額。以下次条第2項において同じ。)を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

職務の区分	管理職加算率	職務加算率
-------	--------	-------

1 等級の職員	100分の23	100分の20
2 等級の職員	100分の14	100分の15
3 等級の職員		100分の10
4 等級の職員		100分の 5

3 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれか一に該当する場合は期末手当は支給しない。

(1) 職員が基準日前1月以内に理事長の要請に応じて退職して引き続き国家公務員等となる場合

(2) 前号に準ずると理事長が認めた場合

(3) 職員が基準日において規則第19条第1項に規定する育児休暇を受けている場合

(4) 職員が基準日において規則第26条第1項第3号に該当して休暇を命ぜられている場合

(5) 職員が基準日において規則第43条に該当して停職を命ぜられている場合  
(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額を基礎として国家公務員の例に準じて定める基準により計算した額とする。

3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、職員が前条第4項各号のいずれか一に該当する場合又は規則第26条第1項第1号、第2号若しくは第4号に該当して休職を命ぜられている場合(業務上の負傷又は疾病に基づく休職の場合を除く。)は、勤勉手当は支給しない。

(寒冷地手当)

第28条 削除

(長期欠勤者の給与)

第29条 職員が業務上又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。以下第31条においても同じ。)による傷病以外の傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から6月(結核性疾患にあっては、1年)に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額を支給する。

(休職者の給与)

第30条 職員が規則第26条第1項第1号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の

期間が満2年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80（休職の期間が2年を超えるときには、その超える期間については、100分の60）を支給する。

2 職員が規則第26条第1項第2号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間が満1年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80（休職の期間が1年を超える場合には、その超える期間については、100分の60）を支給する。

3 職員が規則第26条第1項第3号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給する。

4 職員が規則第26条第1項第4号に該当して、休職を命ぜられた場合の当該休職期間中の給与については、そのつど定める。

（退職者等の給与）

第31条 職員が規則第29条第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病のため退職した場合に限る。）若しくは第3号に該当して退職した場合、又は規則第31条第3号に該当して解雇された場合には、第10条第3項の規定にかかわらず、その月の俸給月額を全額を支給する。

（育児休暇者等の給与等の取扱い）

第32条 規則第19条に規定する育児休暇等を受けた職員の給与の支給等については、次の各号によるものとする。

- (1) 育児休暇を受けている期間については、給与は支給しない。
- (2) 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休暇を受けている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第26条第4項第3号及び前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (3) 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休暇を受けている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第27条第4項及び本条第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- (4) 育児休暇を受けた職員が、職務に復帰した場合には、当該育児休暇を受けた期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものと見なして俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- (5) 部分休暇により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第21条の規定による勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- (6) 前3号に規定するもののほか、育児休暇等を受けている者の給与等に関し、必要な事項は別に定める。

（介護休暇者の給与の取扱い）

第33条 規則第20条に規定する介護休暇を受けた職員が、介護休暇により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（給与の減額）

第34条 職員が勤務しない場合は、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を所定の給与額から控除する。

（端数の処理）

第35条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、次の各号に掲げる号俸を受ける者の俸給の額は当分の間、別表第1にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 5等級1号俸	179,800円
二 5等級2号俸	184,200円
- 3 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の成立の際現に海上災害防止センターの職員である者のうち、センターの成立の時に引き続きセンターの職員となった者であって、解散前の海上災害防止センター職員給与規程(昭和52年1月13日規則第2号。以下「旧規程」という。)第1条に規定する職員であった者の給与に関する事項は、センターの成立の時に引き続き第1条に規定する職員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、センターの成立の時に引き続きセンターが承継する。
- 4 前項の規定に該当する職員のうち、平成11年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き在職する職員のうち、基準日において50歳を超え、53歳を超えていない職員(昭和21年4月2日から昭和24年4月2日までに生まれた職員)については、55歳に達した日後も、1回に限り、昇級させることができる。

#### 附 則(平成15年12月20日規則第13号)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、同項により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額に相当する額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一	平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。)において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額
二	平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 第2条の規定の施行の際現に同条の規程による改正前の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第15条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第2条の規定による改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第15条第3項の規定の適用については、同条第3項中「場合(その職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」

とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは、「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成16年1月15日規則第1号）

- 1 この規程は、平成16年1月15日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 改正前の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第15条第2項の規定により東京都特別区の支給割合による調整手当を支給されていた職員で平成16年1月1日（以下「起算日」という。）から横浜市に勤務することとなった職員の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号）第11条の6第1項の規定を準用し、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 起算日から3年を経過するまでの間 100分の12

二 前号に掲げる期間を経過した日からこの号の規定による割合が別表第2に掲げる支給割合に至るまでの間 前号に掲げる割合から、100分の1の割合に起算日からの経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）から2を減じた年数を乗じた割合を減じて得た割合

附 則（平成16年4月22日規則第12号）

この規程は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月22日規則第6号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及び乗船手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月（同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。）から11月までの月数を乗じて得た額

二 本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年3月31日規則第3号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続く職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程の一部を改正する規則（平成21年規則第5号）の施行の日において、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 切替日以降に新たに独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程（平成15年10月1日規則第7号）の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して

前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 前二項の規定による俸給を支給される職員に関する第14条第1項、第15条第2項、第26条第2項及び第27条第2項の規定の適用については、第14条第1項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年規則第3号附則第2項の規定による俸給の額との合計額」と、第15条第2項中「俸給」とあるのは「俸給と平成18年規則第3号附則第2項の規定による俸給の額との合計額」と、第26条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年規則第3号附則第2項の規定による俸給の額との合計額」と、第27条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成18年規則第3号附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（平成19年3月22日規則第1号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程（以下「新規規程」という。）第14条の規定による管理職手当がこの規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において受けていた管理職手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1) 平成19年4月1日から平成20年3月1日まで | 100分の100 |
| (2) 平成20年4月1日から平成21年3月1日まで | 100分の75  |
| (3) 平成21年4月1日から平成22年3月1日まで | 100分の50  |
| (4) 平成22年4月1日から平成23年3月1日まで | 100分の25  |

- 3 切替日以降に新たに新規規程の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による管理職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、管理職手当を支給する。

附 則（平成19年11月30日規則第2号）

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、次の各号に掲げる号俸を受ける者の俸給の額は当分の間、別表第1にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- |          |          |
|----------|----------|
| 一 5等級1号俸 | 181,200円 |
| 二 5等級2号俸 | 185,600円 |

附 則（平成21年11月30日規則第5号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
（俸給の決定に関する経過措置）
- 2 この規則の施行日前に退職した者については、改正後の独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成22年11月30日規則第 8 号）

- 1 この規程は、平成22年12月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程の一部を改正する規則（平成18年規則第 3 号）附則第 2 項の本文を次のとおり改める。

「平成18年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続く職員で、その者の受ける俸給月額（当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人海上災害防止センター職員給与規程の一部を改正する規則（平成22年規則第 8 号）附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。」
- 3 当分の間、職員（センターの俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 2 等級以上である者（以下この項において「特定職員」という。)) に対する俸給月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該特定職員の俸給月額及び管理職手当にそれぞれ100分の98.5を乗じて得た額とし、俸給月額及び管理職手当のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 4 前項の特定職員のうち、平成22年 4 月 1 日に55歳に達した職員に対する前項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」と読み替えるものとする。

別表第 1

等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	333,000	300,600	258,900	216,300	172,200	146,100
2	343,900	311,300	269,100	226,000	181,000	149,900
3	354,800	321,800	279,400	235,200	190,400	155,300
4	365,600	332,200	289,700	243,800	199,800	160,700
5	376,300	342,600	299,900	252,500	209,500	166,500
6	387,200	352,500	310,000	261,600	218,600	172,000
7	397,800	362,000	319,900	270,700	227,300	176,900
8	407,800	371,100	329,300	279,100	235,600	182,000
9	416,700	379,400	338,700	286,800	243,500	186,800
1 0	424,100	387,400	348,200	294,300	250,600	190,700
1 1	429,800	395,300	357,100	301,300	258,400	194,600
1 2	434,900	402,500	364,500	308,300	265,500	198,400
1 3	439,600	408,600	371,600	314,900	272,900	201,900
1 4	444,000	413,300	378,000	319,900	279,600	205,400
1 5	448,600	417,800	383,700	325,100	284,500	207,500
1 6	453,000	422,200	388,800	329,100	289,100	
1 7	457,300	426,400	393,800	332,900	292,700	
1 8	461,200	430,500	398,300	336,600	295,200	
1 9	465,400	434,400	402,500	340,000	297,600	
2 0	469,500	437,900	406,600	342,700	300,100	
2 1	473,700	441,200	410,400	345,300	302,500	
2 2	477,900	444,800	414,200	347,900	305,000	
2 3	482,200	448,400	417,200	350,500	307,500	
2 4		452,000	420,300	353,100	310,000	
2 5		455,800	423,400	355,700	312,300	
2 6		459,600	426,100	358,600	314,900	
2 7			429,300	361,500	317,500	
2 8			432,600	364,500	320,200	
2 9			436,000	367,300	323,200	
3 0				370,300	326,300	
3 1				373,200		
3 2				376,200		
3 3				379,100		
3 4				382,000		
3 5				384,900		
3 6				387,700		
3 7				390,600		
3 8				393,800		

別表第 2

都道府県	支給地域	支給割合
神奈川県	横浜市	100分の12
	横須賀市	100分の10

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。